

## ごみ減量標語最優秀賞 リサイクル 未来を変える 第一歩

収集する週や曜日の違う日がありますので日程表を確認のうえ出してください。

○日曜日の収集はありません。

右日程表の該当地域

|   |   |
|---|---|
| 重 | 寺 |
| 小 | 海 |
| 三 | 津 |
| 長 | 浜 |
| 重 | 須 |
| 木 | 負 |
| 河 | 内 |
| 久 | 連 |
| 平 | 沢 |
| 立 | 保 |
| 古 | 宇 |
| 足 | 保 |
| 久 | 料 |
| 江 | 梨 |

### 燃やすごみの日

祝日も収集します。なお1月1日から3日まで収集はありません。指定袋に入れて出してください。

### プラスチック製容器包装の日

祝日も収集します。なお1月1日から3日まで収集はありません。指定袋に入れて出してください。

### 資源回収の日

月1回収集します。缶類、びん類、金属類、古紙類、古布類、電子タバコ、ライター、ペットボトル、乾電池、充電式電池、充電式小型家電(充電式電池が取りはずし不可の家電) ボタン電池は販売店などのお近くの協力店にお持ちください。

### 埋め立てごみの日

月1回収集します。せともの・ガラス・ゴム製品類(①類) われもの・小物類は、指定袋に入れて出してください。焼却粗大ごみ(②類) ふとん・毛布・ジュータン・木製品類は、しばって出してください。(大きなものは1m以内に) 熱源利用プラスチックごみ(③類) プラスチック製と革製の製品・小型家電品など

|    |           |
|----|-----------|
| 8年 | 4月21日(火)  |
|    | 5月19日(火)  |
|    | 6月16日(火)  |
|    | 7月21日(火)  |
|    | 8月25日(火)  |
|    | 9月15日(火)  |
|    | 10月20日(火) |
|    | 11月24日(火) |
|    | 12月15日(火) |
| 9年 | 1月19日(火)  |
|    | 2月16日(火)  |
|    | 3月16日(火)  |

|    |           |
|----|-----------|
| 8年 | 4月7日(火)   |
|    | 5月9日(土)   |
|    | 6月2日(火)   |
|    | 7月7日(火)   |
|    | 8月4日(火)   |
|    | 9月1日(火)   |
|    | 10月6日(火)  |
|    | 11月10日(火) |
|    | 12月1日(火)  |
| 9年 | 1月5日(火)   |
|    | 2月2日(火)   |
|    | 3月2日(火)   |

沼津市では市民の皆さんの協力でごみの分別収集を実施しています。ごみを出すときは、次のことを必ず守ってください。

◎**ごみの出し方の三原則**

- ①分けて出してください  
燃やすごみ・プラスチック製容器包装・資源・埋め立てごみ
- ②決められた場所へ  
集積場所は各地域の管理です。他の地域の集積場所へ出さないでください。
- ③決められた日の朝、8時までに  
時間を守らないと集積場所付近の方に迷惑がかかります。

### 指定袋

燃やすごみ

- 生ごみは水分をギュッとしばって指定袋に入れてください。
- ラー油等の小袋・レトルト食品の容器・油污れのラップ等、汚れの落ちない「プラスチック製容器包装」
- 中身を分けることが困難な接着剤等の容器。

### 指定袋

プラスチック製容器包装

- プラマークのあるもの
- 汚れを落としてください。
- ペットボトル以外の容器
- 食品・お菓子の袋
- 食品トレイ・発泡スチロール
- ビニール袋・ポリ袋・ラップ類
- 電池、充電電池、電子タバコ、ライター等を入れないこと

### 資源回収の日

ナベ、新聞と折込ちらしダンボール、飲料用紙パック、その他の紙(雑誌・本・雑がみ)、金属製スプーン等、紙ひもで束ねて出してください、自転車、古布、ビン、ペットボトル、缶、ライター、電子タバコ、乾電池、充電式電池、電源コード

ペットボトルは、

- キャップをはずしてください。
- 中を水洗してください。
- つぶしてください。

### 埋め立てごみの日

せともの・ガラス・ゴム製品類(①類) 指定袋に入れて出してください。

焼却粗大ごみ(②類) はだかですべて出してください。(大きなものは1m以内に) 小さいものは指定袋に入れてください。

熱源利用プラスチックごみ(③類) 指定袋に入れて出してください。(大きいものは、はだか出し)

小型家電(電源コードは切って) 資源回収の日

プラスチック製品、はぎもの

## 出し方の詳細は“ごみの分別・減量ガイドブック”をご覧ください。

1. 市で処理できないもの(販売店などで相談してください)
  - 自動車、バイクのタイヤ・廃油 ○農業用機械・農業用ビニール
  - 農薬ビン、特殊薬品の入っていた容器・LPGボンベ類
  - 産業廃棄物・医療系廃棄物 ○建築廃材等
  - ボタン電池・たたみ
  - 未使用の消火器・耐火金庫・ピアノ
2. エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は、家電小売店に引き取りを依頼してください。市で処理できません。(自己搬入も不可)
3. パソコンは、購入店か取扱店に相談するか、各メーカーに連絡して処理を依頼してください。市で処理できません。(自己搬入も不可)

4. 多量のごみ、引越ごみは集積場所に出さないでください。直接清掃プラントへ自己搬入するか、許可業者に依頼してください。
  - 搬入する場合は、必ず「燃やすごみ」「プラスチック製容器包装」「資源」「埋め立てごみ」に分けてください。分けていない場合は、断ることもあります。
  - 搬入受けは、日曜、祝日、第2・第4土曜日、年末年始を除き、8時30分から12時までと、13時から15時30分までです。
5. その他
  - ごみ集積場所は、ご近所・ご町内の方に確認してください。
  - 不法投棄に関する情報提供は、055-933-5300へご連絡ください。(ゴミゼロ)
  - 「ごみの年間収集計画表」は、毎年3月1日号の「広報ぬまづ」と同時配布します。
  - 充電式電池・充電式小型家電(充電式電池が取りはずし不可の家電)は、資源回収の日に出して下さい。

ごみに関する問い合わせ 沼津市クリーンセンター ☎055-933-0711(代)・055-933-0768 へ